

担当課	産業政策課
担当者	吉村、花光
電話	(073) 435-1040
内線	3032



令和7年4月24日

所得向上補助金の申請受付を開始します (交付対象を拡大)

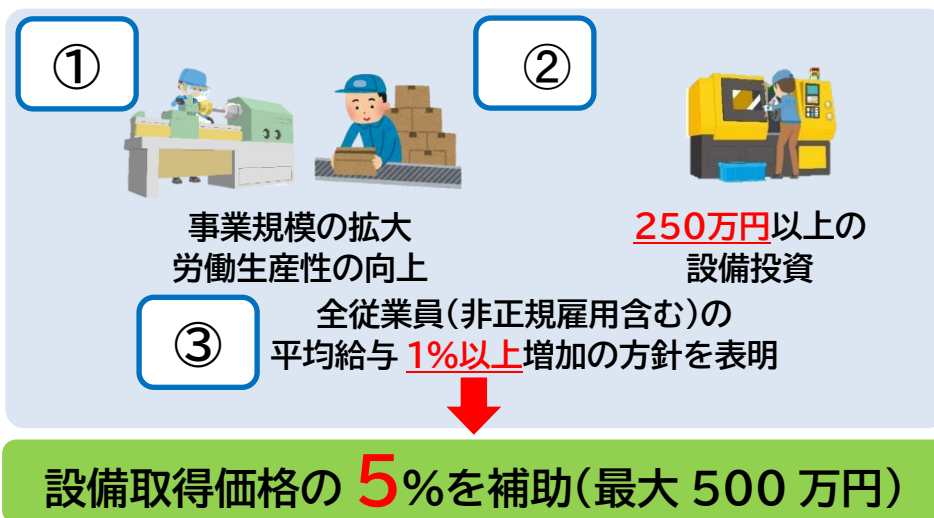
市内企業の生産性を高め、従業員の所得向上につなげるため、一定の要件を満たす取組を行う事業者に対し、設備取得費用の一部を補助する「所得向上補助金」について、令和7年度から対象事業・業種を追加し、4月25日から申請受付を開始します。

1 対象事業者 市内に事業所を有する下記に掲げる業種を営む法人又は和歌山市の指定する地域資源（別紙）を活用し、新分野開拓を行う事業を営む法人

主な対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業（無店舗小売業を除く）、旅館・ホテル、水運業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業、スポーツ施設提供業、遊園地、マリーナ業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業

（※赤字：新たに追加した対象事業・業種、詳しくは和歌山市ホームページをご覧ください）

2 内容



※令和8年2月末までに導入できる設備に限ります。

※設備の種類は、「機械及び装置」、「工具」、「器具備品」に該当するものとなります。

3 申請期間

令和7年4月25日(金)～令和7年12月26日(金)(必着)

ただし、予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

4 申請必要書類

補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、完納証明書、決算報告書、見積書など

※詳しくは、和歌山市ホームページ(令和7年4月24日公開)をご覧ください。

URL:<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/1049442.html>

5 申請先・問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 産業政策課(本庁舎10階)

電話:073-435-1040 e-mail:sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

別表

農林水産物	アジ、アシアカエビ、アユ、アワビ、イカ、イチゴ、イチジク、いよかん、イワシ、ウメ、温州ミカン、エンドウ、オリーブ、柿、キウイフルーツ、紀州うすい、紀州材、キャベツ、清見、キンカン、サバ、三宝柑、シシトウ、ショウガ、シラス、スモモ、セミノール、タイ、ダイコン、タチウオ、テングサ、トコブシ、なつみかん、南高梅、ネーブルオレンジ、はっさく、ハモ、ヒジキ、ぶどう、ブルーベリー、ぽんかん、モモ、ユズ、レモン
鉱工業品とその製造技術	医薬農薬中間品、鋳物製品、衣料縫製品、織物、家具・建具、機械加工製品、紀州箆笥、紀州備長炭、金属製家庭用品、合成樹脂製家庭用品、漆器、樹脂添加剤、棕櫚製家庭用品、醤油、繊維家庭用品、染色・繊維染色製品、染料・顔料製品、手袋・靴下、電気電子製品、電子材料薬品、ニット、日本酒、撚糸製品、パイル織物、板金製品、皮革製品、鬢付け油、ビール、プラスチック成型品、プレス製品、味噌、木製家庭用品、椰子製家庭用品、窯業・ガラス製家庭用品、和歌山ラーメン
その他	本市の地域資源として市長が特に認めるもの